

1. 水道法に基づく水質基準

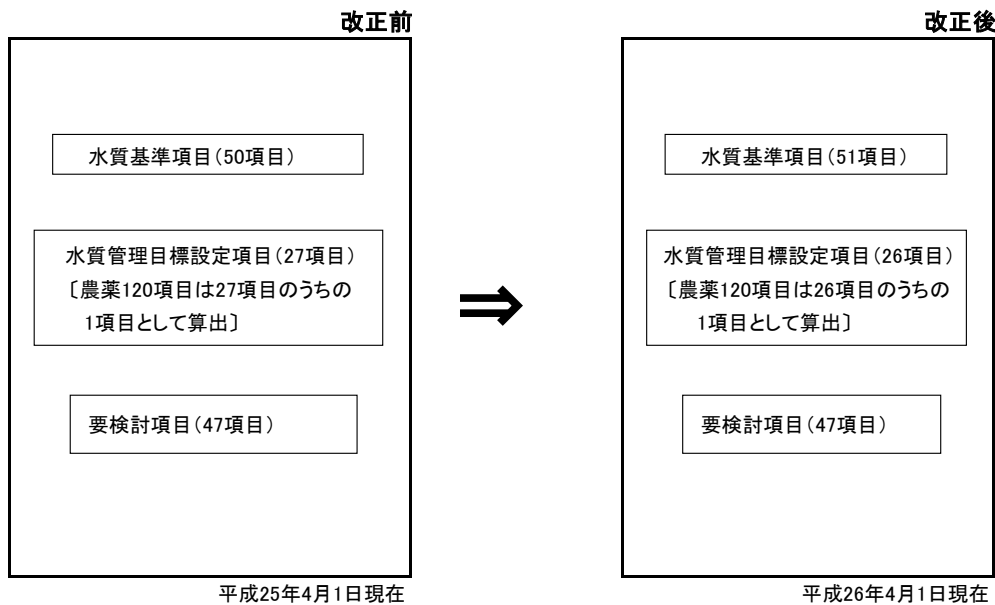
水道法第4条に基づく水質基準が大きく改正され、平成16年4月1日から施行されました。

その後、逐時改正を経て平成26年4月1日から51項目となりました。

今回の改正は、管理目標項目であった亜硝酸態窒素が水質基準項目となり、

水質基準項目が50項目から51項目となり、管理目標項目が27項目から26項目となりました。

◎ 水道水質基準改正内容



○水質基準項目

水道法第4条に基づき次の内容において設定された項目であり、検査が義務づけられています。

1. 生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準を定めている。
2. 水道水としての生活利用上あるいは水道施設の管理上障害が生ずるおそれのない水準を基として、基準を定めている。

○水質管理目標設定項目

現在まで水道水中では水質基準とするような濃度で検出されていないが、今後、これまで以上の濃度で検出される可能性があるものなど水質管理上留意すべき項目として、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から目標値が設定されています。

○要検討項目

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目です。